

令和4年度

おいらせ町農業委員会

第9回 総会議事録

期日 令和 4年11月10日

場所 おいらせ町役場分庁舎

第9回おいらせ町農業委員会総会

1. 場 所 おいらせ町役場分庁舎

2. 開会期日 令和 4年11月10日(木) 午後 1時30分

3. 閉会日時 令和 4年11月10日(木) 午後 1時51分

4. 出席委員

| | | |
|---------------|---------------|---------------|
| 1 番 日ヶ久保 浩幸 君 | 4 番 玉川 勉 君 | 5 番 沼舘 廣志 君 |
| 6 番 久慈 弘子 君 | 7 番 吉田 良紀 君 | 8 番 袴田 光雄 君 |
| 9 番 佐々木 明博 君 | 10 番 松本 一弥 君 | 11 番 柏崎 幸子 君 |
| 13 番 袴田 信男 君 | 14 番 上久保 辰視 君 | 15 番 久保田 信一 君 |
| 16 番 川口 勉 君 | 17 番 成田 健義 君 | 18 番 名古屋 誠一 君 |
| 19 番 松林 勝智 君 | | |

5. 欠席委員

2 番 馬場 武雄 君、3 番 日ヶ久保 亨 君、12 番 坂井田 進 君

6. 会議に付した事件

- (1) 報告第17号 農地法第3条の3第1項の規定に基づく農地又は採草放牧地の権利取得の届出について
- (2) 報告第18号 地目変更登記に係る照会に対する回答について
- (3) 報告第19号 相続税の納税猶予に係る引き続き特定貸付けを行っている旨の証明書発行について
- (4) 議案第36号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
- (5) 議案第37号 おいらせ町農用地利用集積計画の決定について
- (6) 議案第38号 農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用集積計画(一括方式)の決定について
- (7) 議案第39号 相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明書発行の承認について

7. 会議録署名委員

1 番 日ヶ久保 浩幸 君、4 番 玉川 勉 君

8. 会議事件の説明および職務のため出席したもの

おいらせ町農業委員会 局長 西舘 道幸 次長 川口 嘉大 主任主査 尾駮 淳

9. 書 記 主任主査 尾駮 淳

開会 午後1時30分

| | |
|-------------------|--|
| 議 長 | <p>(修 礼)</p> <p>ただ今から令和4年度第9回総会を開催いたします。</p> <p>ただ今の出席委員数は、19名中 16名であり定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。</p> <p>なお、2番、名前は省略しますが、3番、12番 については、欠席のむね連絡がありましたのでご報告いたします。</p> <p>それでは、おいらせ町農業委員会総会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長の方から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> |
| 議 長 | <p>ご異議なしと認め、4番 玉川 委員、3番 日ヶ久保 委員によりお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には事務局職員の尾駮主任主査を指名いたします。</p> <p>では、これより報告事項に入ります。</p> <p>報告17号「農地法第3条の3の規定に基づく農地又は採草放牧地の権利取得の届出について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p> |
| 事 務 局 (西館事務局長) | <p>はい、議長。事務局長。</p> <p>はい、今、議長の方から議事録署名の指名がありましたけども、</p> |

| | |
|-------------------|---|
| | <p>日ヶ久保 亨さんが本日お休みですので、1番の日ヶ久保 浩幸さんの方をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。</p> |
| 議 長 | <p>はい。それでは、報告第17号について説明します。 議案書の1-1から1-3ページをご覧ください。 本件は、相続等により農地を取得した者が、農業委員会に届出をしたものであり、内容については記載のとおりです。 以上で議案の説明を終わります。</p> <p>事務局からの説明が終わりました。 ただいまの報告第17号について、皆さんからの質疑を受けます。</p> <p>はい、ありませんでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> |
| 議 長 | <p>ないようですので、報告第17号は報告済みとさせていただきます。</p> <p>次に、報告第18号「地目変更登記に係る照会に対する回答について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p> |
| 事 務 局 (西館事務局長) | <p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは、報告第18号について説明します。</p> |

| | |
|-------------------|---|
| 議 長 | <p>議案書の2ページと、資料1と2をご覧ください。</p> <p>照会は2件であり、内容については記載のとおりです。農業委員及び事務局職員で行った現地調査の結果を回答しております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p> <p>はい、ありませんでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> |
| 議 長 | <p>はい。特にないようですので、報告第18号は報告済みとさせていただきます。次に報告第19号「相続税の納税猶予に係る引き続き特定貸付けを行っている旨の証明書発行について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p> |
| 事 務 局 (西館事務局長) | <p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは、報告第19号について説明します。</p> <p>議案書の3ページをご覧ください。</p> <p>相続税の納税猶予の適用を受けている者は税務署に対して、3年ごとに継続届を提出することとなっております。添付書類として、農業委員会から発行する各種証明が必要となります。</p> <p>相続税の納税猶予制度は、農地等の受贈者が農業経営を継続することを前提として設けられている制度であります。農業経営基盤促</p> |

| | |
|-------------------|--|
| | <p>進法等に基づく貸し付けについては、特定貸付けとして納税猶予は打ち切りになりません。</p> <p>今回、議案書に記載の者は、利用集積計画書及び台帳により農業経営基盤促進法での貸し付けが確認できましたので、事務局長専決により本証明書の発行を行っております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| 議 長 | <p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p> <p>はい、ないでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> |
| 議 長 | <p>無いようですので、報告第19号は報告済みとさせていただきます。</p> <p>次に議案事項に入ります。</p> <p>議案第36号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p> |
| 事 務 局 (西館事務局長) | <p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは、議案第36号について説明します。</p> <p>議案書の4ページをご覧ください。</p> <p>今月の農地法第3条許可申請は、1議案2件であり、権利の内容は所有権移転が2件です。</p> |

| | |
|---------------|--|
| | <p>番号1は、売買による所有権移転です。</p> <p>資料3をご覧ください。</p> <p>譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED]。</p> <p>土地の所在は 向山東二丁目507番1、登記地目は山林、現況地目は畑、面積は7,621平方メートルとなっております。</p> <p>番号2は、親族間贈与による所有権移転です。</p> <p>資料4をご覧ください。</p> <p>譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED]。</p> <p>土地の所在は 緑ヶ丘四丁目50番地98、地目は 畑、面積は 5000平方メートルとなっております。</p> <p>申請書を精査した結果、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可基準の要件を満たしていると判断しました。また、この申請において周辺農地への影響は認められません。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| 議 長 | 事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けま |
| 4 番 (玉川委員) | す。 いいでしょうか。 これ、1のところは地目は山林、現況は畑ってなってますけど。 これ、畑ってことは農地と判断しているの、山林で判断しているの。 |
| 事 務 局 | はい。 |

| | |
|------------------|---|
| (川口事務局次長) | あくまで農地法に基づく許認可等に係る農地の判断は、現況に応じて執り行っておりますので、現況に基づいて3条許可を行う、許可申請を求めるものです。私も現地を見てきましたが、もう立派な畑で、筆全てですね、もう作付けされておりました。私が見に行ったときは遠目ですが、作業、農作業されている人もいらっしゃいました。はい。 |
| 4 番 (玉川委員) | じゃあ、1は農地としてということですね。 |
| 事務局 (川口事務局次長) | いつの間にか畑になっていたという。元々は山林だったと思いますが。 |
| 4 番 (玉川委員) | たまに見かけるんだよな。だからあれは、ちゃんと届けてて農地として…。 |
| 事務局 (川口事務局次長) | はい。 |
| 4 番 (玉川委員) | はい、わかりました。 |
| 議長 | はい、あとはございませんでしょうか。 (質疑・意見なし) |

| | |
|-------------------|--|
| 議 長 | <p>質疑なしと認め、議案第36号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> |
| 議 長 | <p>ご異議なしと認め、議案第36号を原案どおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第37号「おいらせ町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。</p> <p>本議案の中には、吉田 良紀 委員の後継者が当事者となっている事案がございます。議案第37号 番号2、3号は、農業委員会等に関する法律第31条第1項に規定する「議事参与の制限」に該当しますので、吉田 良紀 委員は退出をお願いいたします。</p> <p>(吉田 良紀 委員 退席)</p> |
| 議 長 | <p>それでは、まず、吉田 良紀 委員が当事者となっている事案について、事務局からの説明を求めます。</p> |
| 事 務 局 (西館事務局長) | <p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは、議案第37号 番号2と3について説明します。</p> <p>議案書5-2ページをご覧ください。</p> <p>おいらせ町長より、令和4年11月1日付けで農用地利用集積計画の決定を求められており、所有権移転が2件となっております。</p> <p>これにより集積される農地は2筆で、面積は合計3,460平方</p> |

| | |
|-----|---|
| 議 長 | <p>メートルとなります。</p> <p>計画の内容につきましては、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> |
| 議 長 | <p>質疑なしと認め、本事案を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> |
| 議 長 | <p>ご異議なしと認め、本事案は原案どおり決定いたします。</p> <p>吉田 良紀 委員の入室を認めます。</p> <p>はい、どうぞ。</p> <p>(吉田 良紀 委員 入室)</p> |
| 議 長 | <p>吉田 良紀 委員にお伝えいたします。本件は、原案どおり決定いたしました。</p> <p>それでは、残りの事案について、事務局からの説明を求めます。</p> |

| | |
|-------------------------|--|
| <p>事務局 (西館事務局長)</p> | <p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは、議案第37号 残りの事案について説明いたします。</p> <p>5-1 ページ番号1をご覧ください。</p> <p>内容は、賃借権の設定が1件となっております。</p> <p>これにより集積される農地は1筆で、面積は970平方メートルとなっております。</p> <p>計画の内容につきましては、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| <p>議長</p> | <p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けません。</p> <p>はい、ございませんでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> |
| <p>議長</p> | <p>質疑なしと認め、本事案を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> |
| <p>議長</p> | <p>ご異議なしと認め、本事案は原案どおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第38号「農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用集積計画一括方式の決定について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p> |

| | |
|-------------------------|--|
| <p>事務局 (西館事務局長)</p> | <p>はい、議長。事務局長。 それでは、議案38号について説明します。 議案書の6-1、6-2ページをご覧ください。 内容は、使用貸借権の設定が2件と賃借権の設定が2件となっております。これにより集積される農地は8筆で、面積は合計15,472平方メートル、設定期間は5年から10年間となります。 以上で説明を終わります。</p> |
| <p>議長</p> | <p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。 (質疑・意見なし)</p> |
| <p>議長</p> | <p>質疑なしと認め…はい、どうぞ。</p> |
| <p>9番 (佐々木委員)</p> | <p>9番 佐々木です。 ただいま、あの農地中間管理機構で一応進んでいるわけですが、これは相対で貸し借りは変わるんですか。</p> |
| <p>事務局 (尾駮主任主査)</p> | <p>「相対」と言いますと。</p> |
| <p>9番 (佐々木委員)</p> | <p>今のところは、中間機構の方で全部で、貸し借りの借りる方、貸す方、整理しているんですけども。相対で貸し借りしている人があ</p> |

| | |
|-----------------|---|
| | るじゃないですか。それは可能ですか。 |
| 事務局 (尾駮主任主査) | はい。それでは佐々木委員の質問にお答えします。 |
| | この議案38号は農地中間管理機構が間に入って契約することになんですけども。それ以外にも先ほどの議案37号とかですね。こちらは基盤法というもので、こちらは特に真ん中に中間管理機構が入るとかそういうのがなくて。こちらの場合は、「相対」っていうんですかね、契約はできます。契約の方法はこの2パターンあるので、皆さんどちらか選ばれて契約してもらうことになります。 |
| 9 番 (佐々木委員) | 今、現在は相対でも構わないということですよ。 |
| | |
| 事務局 (尾駮主任主査) | そうですね。はい。 |
| | |
| 9 番 (佐々木委員) | はい、わかりました。 |
| | |
| 議長 | あと、ありませんでしょうか。 議案第38号は原案どおり決定することに… |
| 事務局 (尾駮主任主査) | ちょっとすみません。ちょっといいですか。 「相対」というのは、その口約束とかそういう話ですか。口約束 |

| | |
|-----------------|--|
| | で契約、こういうふうに書面でしないで。 |
| 9 番 (佐々木委員) | 口約束ということです。 |
| 事務局 (尾駮主任主査) | ああ、そういうことですね。そういう場合は、基本はそうですね、契約をお願いしてましたので。後から後々、トラブルになる可能性もあるので、できれば契約の方をお願いしています。 |
| 議長 | こういう書類を書いて。 |
| 事務局 (尾駮主任主査) | ちょっと手間ですけども。 |
| 9 番 (佐々木委員) | 借りる相手と貸す相手が決まっていれば、まず問題にならないと思うんだけども。 |
| 事務局 (尾駮主任主査) | それでもやはり基本は… |
| 9 番 (佐々木委員) | その辺は農業委員会がそういうなら従うしかないか。 |
| 事務局 | 契約の方をよろしくお願ひします。はい。 |

| | |
|-------------------|--|
| (尾取主任主査) | |
| 議 長 | <p>よろしいでしょうか。あとございませんでしょうか。</p> <p>(質疑なしと認め、) 議案第 38 号は原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> |
| 議 長 | <p>ご異議なしと認め、議案第 38 号を原案どおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第 39 号「相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明書発行の承認について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p> |
| 事 務 局 (西館事務局長) | <p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは、議案第 39 号について説明します。</p> <p>議案書の 7 ページご覧ください。</p> <p>相続税の納税猶予の適用を受けている者は税務署に対して、3 年ごとに継続届を提出することとなっており、関係法令により農業委員会で発行する「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」を添付することとなっています。</p> <p>今回、議案書に記載の 1 名の者より証明願いがありましたので、証明書の発行について承認を求めるものであります。</p> <p>なお、申請者が相続を受けた全ての農地について、遊休農地がないことを確認しております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |

| | |
|-----|--|
| 議 長 | <p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けま す。</p> <p>ございませんでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> |
| 議 長 | <p>質疑なしと認め、議案第39号を原案どおり決定することにご異 議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> |
| 議 長 | <p>ご異議なしと認め、議案第39号は原案どおり決定いたします。</p> <p>以上で、本日の議案はすべて終了いたしました。</p> <p>これで、第9回おいらせ町農業委員会総会を閉会します。</p> |